

益城町復興計画策定委員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、益城町復興計画策定委員会設置要項(益城町告示第154号。以下「設置要項」という。)第11条の規定に基づき、益城町復興計画策定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議)

第2条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開等)

第3条 会議及び会議の会議録は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

2 前項により会議及び会議の会議録を公開するときは、益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準に基づき実施するものとする。

(専門部会の設置)

第4条 設置要項第7条の規定に基づく専門部会について、次のとおり設置する。ただし、必要に応じて部会相互の連携を図るものとする。

- (1) 暮らし復興専門部会
- (2) 復興まちづくり専門部会
- (3) 産業復興専門部会

(専門部会の組織)

第5条 専門部会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命した者をもって組織する。

- (1) 委員会委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(部会長)

第6条 委員長は専門部会ごとに部会長を指名する。

2 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、総理する。

(専門部会の活動及び報告)

第7条 専門部会は、委員会の求めに応じて、専門事項の調査研究及び復興計画の素案の作成を行う。

2 専門部会は、活動内容について、随時、委員会に報告する。

(有識者アドバイザー)

第8条 委員会又は専門部会の円滑な運営に資すると認められる場合は、委員長又は部会長は有識者等のアドバイザーの出席を求め、必要な意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、益城町報酬及び費用弁償条例（昭和31年益城町条例第33号）の規定による。

2 部会員及び有識者アドバイザーは、無報酬とする。

(委任)

この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成28年7月6日から施行する。